

国税質問検査章規則の一部を改正する省令要旨

- 1 質問検査章の書式について、特定暗号資産取引に関する年間取引報告書の提出に関する調査が追加されたこと等に伴う所要の規定の整備を行う。(第二条関係)
- 2 この省令は、一部の規定を除き、令和九年一月一日から施行する。(附則関係)